

厚生労働大臣 登録 日本橋本町 第30号
一般社団法人

様

京都微生物研究所

TEL (075) 593-3320

検査責任者：常定 妙江

工

(様式27)

一般社団法人

様

TEL (075) 593 -3320

検査責任者：常定 妙江

備 考	細菌、外観等異常の場合は味の検査を省略することがあります。 判定はNoがあるものについてのみ水道水質基準の判定をしています。 検査結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。 遊離残留塩素については、依頼書「残留塩素」欄にご記入頂いております数値を転載しております。
-----	---

厚生労働大臣 登録水産検査機関 第30号
一般社団法人

様

京都微生物研究所

TEL (075) 593 -3320

検査責任者：常定 妙江

工 常定妙

(様式27)

厚生労働大臣 登録事務所検査機関第30号
一般社団法人

様

京都微生物研究所

TEL (075) 593 -3320

検査責任者：常定 妙江

工 常定妙

(様式27)

厚生労働大臣 登録 第30号
一般社団法人

様

京都微生物研究所

TEL (075) 593 -3320

検査責任者：常定 妙江

常定妙

(様式27)

厚生労働大臣 依 婦人労働検査機関 第30号
一般社団法人

様

京都微生物研究所

TEL (075) 593 -3320

検査責任者：常定 妙江

常定妙

(様式27)